

任意継続被保険者資格取得時確認書

下の内容を確認したら、□にチェックマーク(☑)を入れ、最後に署名捺印をお願いします。

資格取得について	<input type="checkbox"/> 資格取得申請書は、会社を辞めてから20日以内に提出すること <input type="checkbox"/> 最初の保険料は、組合が指示した日までに納付すること <input type="checkbox"/> 被扶養者がいる場合は、改めて扶養認定を受けること <input type="checkbox"/> 今まで使用していた保険証は、会社を辞めてから5日以内に会社へ戻すこと
資格喪失について	<input type="checkbox"/> 資格喪失の理由は、2年が経過、死亡、保険料未納、就職、船員加入、後期高齢者加入の6種類であること <input type="checkbox"/> 保険料を前納している期間は、国保への加入はできず、被扶養者にもなれないこと <input type="checkbox"/> 資格喪失されると、続けて任意継続被保険者にはなれないこと <input type="checkbox"/> 5日以内にすべての保険証を健保組合へ戻すこと <input type="checkbox"/> 資格喪失後に保険証を使い続けると、詐欺罪として懲役の処分を受けること
保険料について	<input type="checkbox"/> 金額は、毎年4月に変更されること <input type="checkbox"/> 保険料納付は金融機関窓口で行い、口座からの自動引き落としはできないこと <input type="checkbox"/> 保険料納付日とは、保険料が健保組合に到着した日であり、銀行や郵便局の受付日ではないこと <input type="checkbox"/> 毎月の保険料を納付期限までに納めなければ、翌日に資格喪失されること <input type="checkbox"/> 前納割引を利用する場合、納付期限を過ぎると割り引きされなくなること <input type="checkbox"/> 領収書は、確定申告で必要となること
保険給付について	<input type="checkbox"/> 傷病手当金と出産手当金の請求理由が新たに発生しても、その請求はできないこと <input type="checkbox"/> 受給中の傷病手当金と出産手当金は、給付日額の下がる場合があること
給付金について	<input type="checkbox"/> 銀行振込で受け取る（下に希望する口座等を記入） 銀行名　： _____　支店名： _____ 口座番号： _____　口座名義（本人名義）： _____
その他	<input type="checkbox"/> 健保組合から必要な書類の提出を求められたら、速やかに提出すること <input type="checkbox"/> 上記を含めた、すべての法令や組合同規約等を遵守すること

私は、上記の内容を十分に理解と納得したうえで、任意継続被保険者資格取得申請を行います。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

氏名 _____ (印)